

今だけ、ここだけ、あなただけ。そんな話は、お断り。

購入トラブルや詐欺などの相談は消費生活センターへ！



「結城市消費生活センター」(市役所2階)では、専門の相談員が常駐対応しています。

○月曜日～金曜日
午前9時～午後4時
※正午～午後1時は除く。
☎ 32・1161
○土曜日・日曜日・祝日は「消費者ホットライン」へ
☎ 188



ひっかからない！
あきらめない！
まずは相談！

近年、消費生活に関するトラブルは複雑かつ多岐に渡り、令和元年度には全国の消費生活センターに約93万件もの相談が寄せられています。

その中でも、健康食品や化粧品などの定期購入・訪問販売・電話勧誘販売のトラブル、電力会社の切り替えに関する相談などが増加しています。

本市では、市役所2階の「結城市消費生活センター」に専門相談員を2人配置し、消費生活全般に関する相談をお受けしています。

また、広報紙・ホームページなどで随時情報提供を行いながら、出前講座やイベントの開催、リーフレットの配布、市内小学生を対象にした消費者啓発標語の募集など、啓発活動や消費者教育にも力を入れています。

「誰もが安全で安心して暮らせるまちづくり」の理念のもと、消費生活センターの機能を充実し、地域や関係機関との連携を深めながら、自立した賢い消費者の育成や環境づくりに持続的に取り組み、消費者行政の強化を図っていきます。

令和3年2月1日

結城市長 小林 栄



若者向け悪質商法被害防止キャンペーン月間

若者に多いトラブルは？

- ① ネット広告などをきっかけとした通信販売
- ② SNSでの勧誘
- ③ マルチ商法
- ④ 架空請求・不当請求などのトラブル



トラブル防止のポイント

- ① 広告を安易に信用せず、慎重に詐欺・模倣品サイトを見分けましょう。しかし、完全に見分けることは非常に困難なため、少しでも不安を感じた場合は購入をやめましょう。
- ② 甘い言葉や広告の内容をうのみにしないようにしましょう。
- ③ 「簡単に儲かる・必ず儲かる」といったウマイ話はありせん。信じないようにしましょう。
- ④ 決して相手に連絡せず支払いをしないようにしましょう。

結城市の魅力を発信するPR動画を続々公開！

コロナ終息後の地域経済の復興と活性化を見据え、市の特産品や観光施設を紹介する動画を作成・公開しています。この動画で、市民の皆さんも結城市の魅力を再発見してください！

また、結城市公式Instagramをはじめとした公式SNSでも、結城市の魅力発信しています。ぜひご覧ください！

PR動画はこちらから



結城市魅力発信動画



問 市秘書課シティプロモーション係 | ☎ 34-0401

市ホームページ バナー広告募集中

トップページの市が指定した場所に、掲載します。トップページには毎月約15,000回のアクセスがあります。



- ・日帰りドック
- ・一泊二日ドック
- ・生活習慣予防健診
- ・一般健診 (定期・採用時等)
- ・特定健診 (特定保健指導)
- ・婦人科健診 (子宮がん・乳がん)